

公示送達

東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業に係る東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業施行に関する条例（平成13年豊橋市条例第34号）第26条の規定による下記の者に対する清算金の交付通知書は、送付すべき場所を確知することができないため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告します。

令和8年4月7日

東三河都市計画事業
豊橋牟呂坂津土地区画整理事業
施行者 豊橋市
代表者 豊橋市長 長坂 尚登

記

1 通知書の内容

東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業によるあなたの清算金は、下記のとおり交付します。

記

交付金額	金 51,205 円
交付期限	令和8年3月23日
交付場所	清算金交付請求書で指定する金融機関

（教示）

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの

訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、送付を受けるべき者の住所及び氏名は掲載を省略し、清算金交付通知書を愛知県豊橋市牟呂内田町18番地の1の豊橋市牟呂地域福祉センター内に掲示しています。